

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第64条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。